

# 令和8年度横手市若年世帯住まい応援事業

29歳以下の夫婦を対象に、新築住宅や中古住宅の取得費用、既存住宅の増改築・リフォーム費用に対する支援を実施します。

## 補助対象要件（申請要件）

- ・ 令和8年4月1日以降に契約を行うもの
- ・ 契約日時点でともに29歳以下の夫婦であること（※1）
- ・ 5年以上の居住意思があること
- ・ 市税に滞納がないこと
- ・ 暴力団員または暴力団関係者でないこと

（※1）契約日時点で未婚の場合は、交付申請日までに婚姻し  
交付申請日時点で29歳以下の夫婦であることが必要です。

所得制限  
なし！



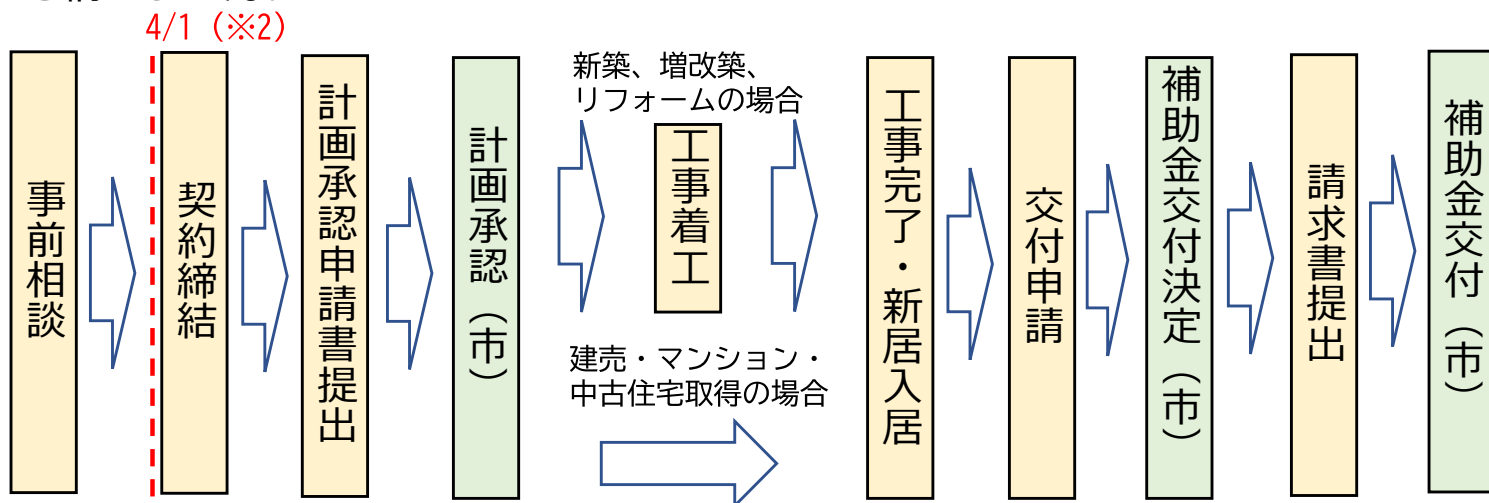
## 補助金額

新築住宅（建売、マンション含む）	最大 <b>300</b> 万円（補助率20%）
中古住宅、増改築、リフォーム	最大 <b>100</b> 万円（補助率10%）

- 補助金の対象経費（税抜き）の合計が300万円以上の場合が対象です
- 土地代、外構等のみの工事費用、家具・家電購入費用などは対象外です
- リフォームは市内に事業所を有する建設業者または住民登録のある個人との契約に限ります

## 申請の流れ

大まかな流れは以下のとおりですが、**必ず事前相談**をお願いします。  
申請者がお越しになるのが難しい場合、施工業者などが代理でお越しいただいても構いません。



（※2）4月1日以降に契約を行うものが補助対象です

## 事前相談受付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

【問合せ・申請窓口】横手市役所 総務企画部 経営企画課

〒013-8601 横手市中央町8番2号（本庁舎3階）

TEL : 0182-35-2164 E-mail : kikaku@city.yokote.lg.jp

裏面もご覧ください→



若年世帯住  
まい応援事業

## 申請に必要な書類

### 事前相談

- 費用や工事期間などがわかる資料（なくても大丈夫です）

### 計画承認申請書類（契約時）

- 計画承認申請書
- 住宅取得等の概要がわかる資料
- 契約書等の写し
- 工事前の写真（新築、増改築、リフォームの場合）
- 婚姻前の場合は公的身分証明書

### 申請書兼実績報告書類（引渡し時）

- 申請書兼実績報告書
- 誓約書兼同意書（※3）
- 支払いを証明できる書類（領収書など）
- 登記事項証明書
- 工事後の写真（建売、マンション、中古住宅取得の場合は全景写真）
- 補助金の振込先が確認できるもの（申請者と同じ名義のもの）

（※3）市で婚姻状況、居住状況、納税状況を確認することに同意いただける場合の提出書類です。同意いただけない場合は、戸籍事項全部証明書または婚姻届受理証明書、納税証明書、住民票をご自身でご用意いただきます。

### 【フラット35】地域連携型（子育て支援）を利用できます

【フラット35】を利用される場合、地域連携型（子育て支援）による金利引き下げを受けられます。利用を希望する場合は住宅ローンの借入契約前に申請が必要となりますので、事前にご相談ください。

## 注意事項

- 予算の状況次第では、申請期間内でも受付けを締め切る場合があります。
- 国や県の補助金との併用も可能ですが、本補助金の交付によって、国や県の補助金が対象外となる場合がありますので、国や県の補助金の申請窓口などに確認してください。
- 本補助金の交付を受けてから、特別な事情を除き **5年以内に転居や転出した場合などは、補助金額の全額または一部を返還**いただく場合があります。
- 本事業は令和10年度までの最大3年間実施予定ですが、令和9年度と10年度の事業実施をお約束するものではありません。
- 最終年度のみ、新築（建売）、マンション、中古住宅については年度内転居完了、増改築、リフォームについては年度内工事完了が要件となります。